

# ～ 短期就業体験プログラム ～

## ○目的

未経験者を受け入れる場合など、事前に就業体験の機会を設けることにより、求職者の適性を確認して頂くなど、ミスマッチの防止に繋がります。

## ○体験プログラムの期間

参加者1人につき、最大10日間（複数受入企業での実施可）とし、1日の就業体験プログラムの時間等、詳細については、受入企業様と調整させていただきます。

## ○体験プログラム参加の取扱い

体験プログラムの受入れ・参加は、雇用関係ではありませんので、受入企業様において参加者に対する賃金は発生いたしません。

## ○参加者の保険加入

参加者には、体験プログラム参加前に傷害保険及び賠償責任保険に加入して頂きます。体験プログラム実施の過程で事故等が発生し、参加者が怪我をした場合や受入企業様等を含む第三者に損失を与えた場合には、はたすてへ連絡をお願い致します。

## ○給付金支給について

参加者1人につき、受入企業様へ給付金として1日当たり8,000円を体験プログラム終了後に支給致します。体験プログラム終了後に給付金申請書兼報告書の提出をお願い致します。

## ○実施内容（例）

・ 職場見学 ・ 就業体験、実習 ・ 社員との座談会 など

## ○新型コロナへの対策

参加者のコロナ対策（マスク着用、手指消毒、検温など）を徹底させていただきます。また、受入企業様におかれましてもコロナ対策をお願い致します。

## ○申請手順



## ○就業体験実施不可の職種

港湾運送業務、建設業務は対象外となります。現場監督や施工管理は対象となります。

※厚生労働省の「トライアル雇用助成金」の対象にはなりません。

「トライアル雇用助成金」についてはお近くの労働局、ハローワークへお問い合わせください。